

提出日：令和2年5月26日

担当部・課：教育委員会学校教育課〔内線5022〕

① 件名	
市立小・中学校の夏季休業期間の変更について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 新型コロナウイルス感染症対策について、政府から全都道府県を対象とした緊急事態宣言が5月4日に発出され、県教育委員会からの協力依頼により、本市小・中学校及び高等学校について、臨時休業期間を5月31日まで延長することとした。</p> <p>その後、5月14日に本県を含む39県で緊急事態宣言が解除され、県教育委員会から「学校再開に向けた対応等について」の通知を受け、本市小・中学校及び高等学校について6月1日から学校を再開することとした。</p>	
<p>【目的】 石巻市立学校の管理に関する規則で規定する休業日（第3条）について、本年度に限り、教育課程を再編成するため、新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業日の特例として、小・中学校の夏季休業期間を変更し、必要とする授業日数及び時数を確保しようとするもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領 石巻市立学校の管理に関する規則 学校保健安全法</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和2年2月27日	国は小・中学校、高等学校及び特別支援学校の全国一斉臨時休業を要請
令和2年2月28日	市立小・中学校及び高等学校を3月2日から臨時休業とする。
令和2年3月25日	市立小・中学校及び高等学校は学年末・学年始休業（～4月7日まで）
令和2年4月6日	県立学校は4月14日まで臨時休業とする。
令和2年4月7日	国は7都府県を対象に緊急事態宣言を発出（効力は5月6日まで）
令和2年4月8日	市立小・中学校は通常授業を開始、市立高等学校は入学式、始業式のみを行い、県立学校と同様4月14日まで臨時休業とする。
令和2年4月13日	市立小・中学校は4月15日から5月6日まで臨時休業とし、市立高等学校についても5月6日まで臨時休業を延長
令和2年4月30日	市立小・中学校及び高等学校の臨時休業を5月10日まで延長
令和2年5月4日	国は緊急事態宣言を発出、対象地域を全都道府県とし、その期間を5月31日までとする。
令和2年5月5日	市立小・中学校及び高等学校の臨時休業を5月31日まで延長
令和2年5月14日	本県を含む39県の緊急事態宣言解除
令和2年5月16日	市立小・中学校、高等学校長あて学校再開に向けた対応等について通知
令和2年5月25日	石巻市教育委員会第5回定例会において、石巻市立学校の管理に関する規則の一部改正について提案し、小・中学校の夏季休業期間の変更を決定

<p>⑤ 主な内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う休業日の特例として、教育課程を再編成する必要があることから、令和2年度に限り、小・中学校の夏季休業期間を7月21日から8月25日までとしているところを、8月8日から8月19日までに変更し、必要授業日数及び標準時数を確保しようとするもの。</p>																		
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要時数の確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 通常時授業日数（夏季休業期間7月21日から8月25日⇒35日間） <ul style="list-style-type: none"> 小学校 201日（小6 ⇒ 198日） 標準時数 1,015時間 中学校 201日（中3 ⇒ 190日） 標準時数 1,015時間 2 夏季休業期間を 8月 8日（土）～8月19日（水）とした場合⇒16日の増 臨時休業期間 4月15日（水）～5月31日（日）休業日数 ⇒29日の減 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度授業日数 201日－臨時休業日数29日＋夏季休業短縮分16日＝188日） <ul style="list-style-type: none"> 小学校 188日（小6 ⇒ 185日） 中学校 188日（中3 ⇒ 177日） <p style="text-align: right;">最大時数 1,128時間</p>																		
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な他市町の小・中学校の夏季休業期間の変更（予定） <ul style="list-style-type: none"> 東松島市 8月8日（土）～8月19日（水）12日間 女川町 8月1日（土）～8月22日（土）22日間 仙台市 8月8日（土）～8月18日（火）11日間 塩釜市 8月8日（土）～8月19日（水）12日間 名取市 8月8日（土）～8月19日（水）12日間 富谷市 8月8日（土）～8月19日（水）12日間 																		
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公布の日から施行 ・夏季休業期間の変更内容等について、各学校長へ通知し、保護者には学校を通じて周知する。 																		
<p>⑨ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の開始・終了時期及び給食費の算出 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>第1学期</td> <td>4月 8日から</td> <td>8月 6日</td> <td>（給食日数</td> <td>51回）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2学期</td> <td>8月21日から</td> <td>12月23日</td> <td>（給食日数</td> <td>85回）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3学期</td> <td>1月12日から</td> <td>3月23日</td> <td>（給食日数</td> <td>47回）</td> <td>合計183回</td> </tr> </table> <p>※年間上限数 小学校180回、中学校175回に調整</p> ・学校におけるエアコン設置状況 工期は7月31日となっており、全校で設置完了予定となっている。 ・桜坂高等学校の夏季休業期間については、授業時数等を考慮し、別途対応する。 	第1学期	4月 8日から	8月 6日	（給食日数	51回）		第2学期	8月21日から	12月23日	（給食日数	85回）		第3学期	1月12日から	3月23日	（給食日数	47回）	合計183回
第1学期	4月 8日から	8月 6日	（給食日数	51回）														
第2学期	8月21日から	12月23日	（給食日数	85回）														
第3学期	1月12日から	3月23日	（給食日数	47回）	合計183回													